

## 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の取扱いについて

平成 27 年 3 月 12 日、13 日

栃木県高齢対策課

宇都宮市保健福祉総務課

平成 27 年度介護報酬改定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の取扱いについて、栃木県及び宇都宮市では以下のとおりとします。

## 1 届出対象

- (1) 加算を新たに算定する場合
- (2) 届出内容に変更が生じる場合
- (3) 算定要件を満たさなくなった場合
- (4) 看護体制加算で「Ⅱのみ」又は「Ⅰ、Ⅱの両方」を算定している場合
- (5) 届出が必要になった加算を引き続き算定する場合

## 2 提出期限

平成 27 年 4 月 1 日より算定する場合、届出は **4 月 10 日（金）必着** とします。

## 3 提出先

事業所・施設を所管する機関（県高齢対策課又は健康福祉センター又は宇都宮市）

## 4 提出書類

提出書類（様式）は、以下の県及び宇都宮市のホームページからダウンロードできます。

改定後の様式は、3 月末頃に掲載予定ですので、適宜御確認ください。

▽栃木県

ホーム > 福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 事業者の方へ（各種手続き、指導監査等） > 介護報酬に関する手続きについて > 介護報酬に係る届出様式

▽宇都宮市

トップページ > 福祉 > 社会福祉法人・施設及び介護事業所などの事業者向け情報 > 介護保険事業者向け情報 > 介護保険事業者の指定申請・その他届出について > 介護報酬算定の届出について

## 5 留意事項

- (1) 変更が以下による場合は届出不要です。
  - ア 他の算定区分に「みなされる」場合 ※別紙「既存サービス事業所の届出留意事項」参照  
(例：現行の「介護職員処遇改善加算Ⅰ」→改定後の「介護職員処遇改善加算Ⅱ」とみなさる。)
  - イ 地域区分の変更
- (2) 看護体制加算Ⅰのみを算定していて、平成 27 年 4 月以降も変更がない場合は届出不要です。
- (3) 既存の加算で算定要件が変更となった加算があります。要件を満たしているか必ず御確認ください。



(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	その他該当する体制等の届出項目追加	新設された項目について、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
2	共通	「その他該当する体制等」欄の 「地域区分」 「9：6級地の2」を「9：7級地」に変更 「8：5級地の2」を削除 「地域区分」に属する地域を変更	<u>左記届出内容の変更を含め、見直しが行われている地域に所在する事業所については、新たな地域区分の届出が必要となる。</u> 栃木県及び宇都宮市において、届出不要です。
3	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 「5：加算Ⅳ」 に変更	「5：加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 61：介護予防訪問介護 62：介護予防訪問入浴介護 65：介護予防通所介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員処遇改善加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 「3：加算Ⅲ」 「4：加算Ⅳ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみ なす。 既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅲ」とみ なす。 既存届出内容が「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅳ」とみ なす。 <u>「5：加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	(前ページと同様)	(前ページと同様)

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 61：介護予防訪問介護 62：介護予防訪問入浴介護 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション 71：夜間対応型訪問介護 73：小規模多機能型居宅介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物に居住する利用者の減算」 を廃止	新たな届出は不要。
6	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「日中の身体介護20分未満体制」 を廃止	新たな届出は不要。
7	12：訪問入浴介護 62：介護予防訪問入浴介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 に変更	既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。 <u>「3：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
8	15：通所介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 73：小規模多機能型居宅介護 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」  「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。  <u>「5：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
9	16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。  「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
10	16：通所リハビリテーション 65：介護予防通所介護 66：介護予防通所リハビリテーション 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」  「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を 「1：なし」 「4：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。  <u>「4：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>
11	21：短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急短期入所体制確保加算」 を廃止	新たな届出は不要。



項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 2	2 1 : 短期入所生活介護 2 4 : 介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」及び 「サービス提供体制強化加算（空床型）」  「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」 を 「1 : なし」 「5 : 加算Ⅰイ」 「2 : 加算Ⅰロ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2 : 加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅰロ」とみなす。  <u>「5 : 加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>
1 3	2 1 : 短期入所生活介護 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「看護体制加算」  「1 : なし」 「2 : あり」 を 「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2 : あり」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅰ」とみなす。  「3 : 加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
1 4	2 2 : 短期入所療養介護 2 5 : 介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーション機能強化」 を廃止	新たな届出は不要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
15	23：短期入所療養介護 53：介護療養施設サービス 26：介護予防短期入所療養介護	施設等区分1の「人員配置区分」欄 「2：Ⅰ型」 「3：Ⅱ型」 「4：Ⅲ型」 を 「2：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」 「5：Ⅰ型（療養機能強化型A）」 「6：Ⅰ型（療養機能強化型B）」 「3：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」 「7：Ⅱ型（療養機能強化型）」 「4：Ⅲ型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「2：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「2：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。  「人員配置区分」欄における既存届出内容が「3：Ⅱ型」で、新たな届出がない場合は「3：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」とみなす。  「5：Ⅰ型（療養機能強化型A）」「6：Ⅰ型（療養機能強化型B）」「7：Ⅱ型（療養機能強化型）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。
		施設等区分2の「人員配置区分」欄 「1：Ⅰ型」 「2：Ⅱ型」 を 「1：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」 「3：Ⅰ型（療養機能強化型A）」 「4：Ⅰ型（療養機能強化型B）」 「2：Ⅱ型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「1：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。  「3：Ⅰ型（療養機能強化型A）」「4：Ⅰ型（療養機能強化型B）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。
		施設等区分6と7の「人員配置区分」欄に 「1：療養機能強化型以外」 「2：療養機能強化型A」 「3：療養機能強化型B」 を新設	<u>従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、人員配置区分の届出が必要となる。</u>
16	33：特定施設入居者生活介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護	施設等区分3と7（35：介護予防特定施設入居者生活介護は3のみ）の「人員配置区分」欄 「2：外部サービス利用型」 を 「1：一般型」 「2：外部サービス利用型」 に変更	「1：一般型」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
17	43：居宅介護支援	<p>「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>「4：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p>
18	71：夜間対応型訪問介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「4：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「5：加算Ⅱイ」 「3：加算Ⅱロ」</p> <p>に変更</p>	<p>既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。</p> <p>既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅱロ」とみなす。</p> <p><u>「4：加算Ⅰイ」「5：加算Ⅱイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u></p>
19	73：小規模多機能型居宅介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「看護職員配置加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>「4：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
20	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の「夜間ケア加算」を廃止	新たな届出は不要。
21	36：地域密着型特定施設入居者生活介護	「施設等の区分」欄に「3：養護老人ホーム」「7：サテライト型養護老人ホーム」を新設	「3：養護老人ホーム」「7：サテライト型養護老人ホーム」に該当する場合は、新たな施設等区分の届出が必要となる。
22	68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	「提供サービス」欄にサービス種類を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。
23	A2：訪問型サービス（独自） A6：通所型サービス（独自）	介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴い、様式を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。 ※左記サービス種類での算定可否について、所在市町村へ確認する必要がある。